◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３６５号（H28. 8. 26）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝６件（８月１９日～８月２５日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスの転落事故
（３）貸切バスの火災事故
（４）法人タクシーの死傷事故①
（５）法人タクシーの死傷事故②
（６）トラックの酒気帯び衝突事故
２．いすず自動車（株）製の大型観光バスについてショックアブソーバー腐食に関する無料点検を速やかに受けてください【新着情報】
３．「第１１回ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」開催のご案内
４．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
５．三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください
６．貸切バス事業者に対する行政処分基準等の改正について
７．トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～
８．事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について通達を発出（中部運輸局発）

◇◇◇

置く貸切バスが回送運行中、道路左側の水田に転落した。
この事故による負傷者はなし。
現場は、ゆるやかな下りの直線道路で、運転者は事故現場の手前までは記憶があるが、それ以降のことを覚えていないと申告している模様。

（３）貸切バスの火災事故
８月２１日（日）午後４時３０分頃、静岡県の高速道路において、千葉県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、運転者が焦げ臭いにおいを感じたためパーキングエリアに停車しエンジンルームを確認したところ、炎が見えたため消火器により消火活動を行ったが消すことができず消防に通報した。
この事故により、貸切バスのエンジンルーム付近が消失した。
この事故による負傷者はなし。

（４）法人タクシーの死傷事故①
８月１９日（金）午後１１時００分頃、沖縄県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
乗客にけがはなし。

（５）法人タクシーの死傷事故②
８月２３日（火）午後８時３０分頃、兵庫県の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、赤信号で横断してきた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故当時、法人タクシー側が青信号だった模様。

（６）トラックの酒気帯び衝突事故
８月２４日（水）午前１１時００分頃、佐賀県の国道において、京都府に営業所を置くトラックが運行中、軽自動車に追突し、その前方の２台も巻き込む多重衝突事故を起こした。
この事故より、軽自動車の運転者が重傷を負った。
警察によると、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記６件の死傷者数計：死亡２名、重傷２名、軽傷０名（速報値）

◇◇◇

（新着情報）

いすゞ自動車株式会社は、大型バスのうち、平成４年７月から平成１７年８月に製造した観光バスタイプの車両について、ショックアブソーバーの腐食に関し、同社系列の販売店において無料点検を開始しました。
腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、対象車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000142.html

◇◇◇

【４．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】
（配信日：H28.8.5）

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年５月２７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕
・トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都葛飾区）
・貸切バスの衝突事故（熊本県阿蘇郡南小国町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000257.html

◇◇◇

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、貸切バスの抜本的な安全対策の検討を進めてきたところです。
今般、総合的な対策（平成２８年６月３日）において、速やかに講ずべき事項として、「事業許可取消処分の対象範囲の拡大」等が示されたことを踏まえ、事業者の処分について、違反点数の累積によらず、甚大な人身の被害をもたらす重大事故を引き起こした場合には、事業許可を取り消すことができる規定を新設しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000254.html

◇◇◇

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント
https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g

＜注意喚起の掲載ページへのリンク＞
○ トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002309.html

◇◇◇

のチラシ、独立行政法人自動車事故対策機構の『運行管理者(基礎・一般)講習用テキスト』を活用する。
【政府インターネットテレビ】
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5746.html
【警察庁ホームページ】
http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm
【独立行政法人自動車事故対策機構：運行管理者講習用テキスト】
今、ドライバーに必須のアルコール教育

２．厳正な点呼を実施し、点呼時においても、呼気の状態（アルコール検知器による確認)、運転者の顔色、言動等に十分注意する等により、運転者の心身の状態を的確に把握する。

３．運転者等に対する指導及び監督を実施するにあっては、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の実施マニュアルにより実施し、自動車を運転する場合の心構えなど、運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等について、再度理解させる。

４．特定非営利活動法人ＡＳＫ(アルコール薬物問題全国市民協会)ホームページ『職場でできるアルコール対策のポイント』を参考に、事業者自らも飲酒問題を見逃さないよう努める。
【特定非営利活動法人ＡＳＫホームページ】
http://www.ask.or.jp/ddd_point.html#check_list

◇◇◇

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆